

会 長	局 長	係 員

令和 8 年第 2 回 小坂町農業委員会会議録

令和 8 年 2 月 5 日（金） 1 4 時 0 0 分 役場会議室において招集した。

1. 出席委員（10 人）は次のとおりである。

1 番 安 保 清 栄	2 番 中 村 修 太 郎	3 番 阿 部 龍 平
4 番 小 舘 康 弘	5 番 木 村 功	6 番 宮 舘 秀 樹
7 番 奈 良 延 浩	8 番 本 田 立 子	9 番 中 村 仁
10 番 亀 田 静 子		

2. 欠席委員（0 人）は次のとおりである。

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	岩 澤 秀 一
局長補佐	中 村 長 裕
事務局員	田 中 晃 大

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局員	田 中 晃 大
------	---------

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

3 番 阿 部 龍 平	4 番 小 舘 康 弘
-------------	-------------

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第 1	報告	第 4 号	県北地区農業委員会会長会研修について		
		第 5 号	土地賃借料の変更について		
		第 6 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について		
		第 7 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について		
		日程第 2	議案	第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃借権）
				第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権）
				第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について

（ 1 4 : 0 0 ）

議 長 （亀田）	それでは、これから令和 8 年第 3 回の総会を始めたいと思います。 事務局より出席状況について、報告をお願いいたします。
-------------	--

事務局	現時点で 1 0 名出席です。
-----	-----------------

議長 只今の出席者は10名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。3番、阿部龍平委員、4番、小館康弘委員の兩名を指名いたします。

(14:01)

議長 では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は1ページのとおりです。

日程第1、報告第4号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第4号を説明いたします。

資料は2ページから18ページです。

2月20日に県北地区会長会研修会があり、町からは亀田会長、宮館委員、岩澤事務局長が参加してきました。研修会は大潟村へ出向き、あきたこまち生産協会の施設見学と涌井会長から講話を受けてきました。

協会では、全国から米を集荷し、米粉、パックご飯、米粉からのパスタなどへ加工し多種多様な商品を出荷しているとのことでした。また、食品の安全性を確保するため自社へ検査室を設けて、あらゆるチェックを行っているようです。

簡単ですが、以上で報告第4号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。

(14:02)

再開します。

(14:15)

議長 報告第4号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第4号を終了します。

(14:15)

議長 続いて、報告第5号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第5号を説明いたします。

資料は19ページから22ページです。

農業公社から土地賃借料の変更に伴う同意があった旨の通知がありました。

通知があったのは、資料21ページにるとおりです。その内容は、令和2年3月6日付けで利用集積計画で設定された土地の賃借料についてについて令和8年2月4日付けで変更することに同意したとなっております。

以上で報告第5号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。

(14:16)

再開します。
(14:16)

報告第5号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第5号を終了します。
(14:16)

議長 次に、報告第6号について説明をお願いします。

事務局 報告第6号を説明します。
資料は23ページから44ページです。
農地法第3条の3の規定による相続の届出が2件ありました。
1件目は、荒谷地区の方からで、畑8筆10,320㎡と田んぼ2筆5,569㎡の合計10筆15,889㎡です。田んぼ2筆は七滝ファームと貸し借りをしておりますが、畑については自作地となっております。あっせん希望について「有」となっており、今後も継続して貸し借りをを行い、できれば売買を希望しているとのことでした。
2件目は細越地区の方です。畑6筆5,155㎡と田んぼ35筆34,179㎡の合計41筆39,334㎡です。農地は全て自作地となっており、あっせんの希望はなしとなっています。
以上で、報告第6号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:18)

再開します。
(14:26)

議長 報告第6号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第6号を終了します。
(14:26)

議長 続いて、報告第7号について説明をお願いします。

事務局 報告第7号を説明します。
資料は45ページから54ページです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありました。
この件については、昨年8月の総会で貸借の許可を出した農地で畑34筆17ヘクタールです。合意の日は2月20日で農地の引き渡しの時期は4月です。

半年足らずで解約となった経緯についてですが、砂子沢地区で木村功委員ほか25名の共有名義で所有となっている当該地について、地区住民の高齢化が進み、今後様々な面で同意を得て事業を行うことが困難な状況となってきているとのことでした。実際、今回の申請にあたっては施設入所者がいたり、県外居住者、海外居住者と連絡を取るのにも時間を要するようになってきているとのことでした。

この先、さらに高齢化が進み、期限が来て返還された場合、農地として耕作することが困難であることが容易に想像できることから、共有名義の土地であるため登記情報がはっきりしていて所有者と連絡がつく状況の今のうちに当該地を解約し、売買により財産を処分したいとのことでした。

なお、この解約した土地について、本日の議案第4号で農地法第3条による所有権移転で申請が出ており、審議いただきたく案件として上程しています。

以上で、説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:28)

議長 再開します。
(14:29)

議長 報告、第7号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第7号を終了します。
(14:29)

議長 次に、日程第2、議案第3号についてですが、4番小館康弘委員が農業委員会等に関する法律第31条及び小坂町農業委員会規則第19条の議事参与の制限に該当する案件が含まれていますので、退席をお願いします。

それでは、議案第3号について説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。資料は55ページから95ページです。
農地法第3条の規定による賃借権の申請がありました。
申請は4件です。

1件目から3件目は大地地区で、4番小館委員が代表理事を務めている北栄ファームさんと個人との賃貸借です。地目は8筆全て田んぼです。合計面積が10,507㎡です。賃借料は10アールあたり60kg、契約期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

4件目は砂子沢地区の農地で個人と個人による賃貸借申請です。

農地は田んぼで2筆、合計面積が6,573㎡です。賃借料は10アールあたり8,000円で契約期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

以上、議案第3号について説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:32)

再開します。
(14:34)

議案、第3号について質問等ありますか。

なしの声あり。

それでは、議案第3号について、全て原案のとおり許可することで終了します。
(14:34)

議長 ここで、暫時休憩します。

事務局は4番 小館委員を呼んできてください。

再開します。

次の議案第4号についてですが、当該案件については、5番木村功委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

それでは、議案第4号について説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。
資料は96ページから322ページです。
先ほど報告第7号で合意解約した農地について、農地法3条による売買で所有権移転するための申請となります。
譲渡人は砂子沢地区の共有名義で5番木村功委員他25名です。譲受人は株式会社ポークランドです。畑35筆で合計面積が186,504.33㎡です。先ほどの解約した際と若干面積が違うのは、46番地が追加になったことと45-1番地について任意で分筆して一部を賃貸借してあった土地を本来の1筆に戻した面積になったため1.6ヘクタールほど増えています。地番と面積の詳細の一覧は105ページに記載があります。譲渡の時期は合意解約の引き渡しは4月だったので同日付になるということです。また、売買金額について、元々、賃貸契約してあった金額が10アールあたり2,000円でしたので、それを基にはじき出した金額とのことでした。
売買後の会社の農地の管理についてですが、これまでも案件が出てくるたびに色々条件を付すなど問題になっています。しかし、他の管理している農地ではそれなりの作物を作付けするなどしているところもあります。譲渡する側の高齢化等の問題もあり、なんとも言えない状態であると思います。この農地については、農地パトロールを強化するなどしながら見守って行ければと思います。
以上で議案第4号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:39)

再開します。
(14:44)

議案、第4号について質問等ありますか。

なしの声あり。

それでは、議案第4号について、原案のとおり許可することで終了します。
(14:44)

ここで、暫時休憩します。

事務局は5番 木村委員を呼んできてください。

再開します。

次に、議案第5号について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号を説明します。

資料は323ページから334ページです。

農地法第5条による所有権移転の許可申請です。申請地は上小坂地区です。地目は畑で、面積は908.15㎡です。所有権移転後の転用目的は自宅間口の拡張と住宅密集地にあることから雪捨て場の確保ということです。現況から判断して、この農地については第3種農地と判断できると思われれます。また、周辺に農地が無いことから周辺の農地へ悪影響を与える心配も無いと思われれます。

なお、転用予定のこの土地について、一部町道の拡幅工事にかかるため、測量後の面積での申請となっています。登記の証明書は添付しておりませんが、町の建設課から譲渡人本人の土地であることは確認しております。

この案件については、面積が30アール未満であることと第3種農地であると判断できることから県の農業会議に諮ること無く、町の判断でよいとの見解を農業会議よりいただいています。

余談ですが、町道の拡幅工事の時期について、全ての地権者と合意がまだされていないことから、いつの着工になるかまだはっきりしていないとのことでしたが、令和8年度中、もしくは遅くとも令和9年度の早い段階で工事には入れるのではないかとのことでした。

以上で、議案第5号の説明を終了します。

議長
議長
(亀田)

ここで、暫時休憩します。
(14:47)

事務局

再開します。
(14:50)

議長

議案、第5号について質問等ありますか。

議 長

なしの声あり。

それでは、議案第5号について、許可することで終了します。
(14:50)

これで本日の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第3回総会を終了します。ありがとうございました。
(14:50)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田静子

署 名 委 員 阿部 龍平

署 名 委 員 小館 康弘